

制度の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）に基づき、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、産前産後被保険者に係る国民健康保険税軽減制度が創設されたため、所要の改正を行う。

制度の概要

○ 磐田市国民健康保険税条例の改正（11月議会上程）

- ア 世帯に出産被保険者がいる場合、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する。
- イ 減額する額は、出産被保険者の出産の予定日（出産の日）の属する月の前月（多胎妊娠の場合3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（4ヶ月分（多胎妊娠の場合6ヶ月分））に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。
- ウ 世帯主等からの届出に基づき減額を行う。ただし、当該届出で届けられるべき事項を公簿（母子健康手帳等）で確認することができる場合には、職権で減額の対象とする。

○ 対象者

- 出産する予定の又は出産した被保険者
- ※出産育児一時金支給件数：85件（R4）

○ 財政影響

- ・単年度の保険税歳入額が約250万円減額を見込む。
- ※令和5年度は令和6年1月～3月の3か月分
- ・減額した保険税は、一般会計からの法定繰入れにより、公費（国1/2、県1/4、市1/4）で負担する。

○ 施行期日

- 令和6年1月1日

【イメージ】

